

健康診査等の情報提供、保健指導、受診勧奨に関する制度の比較

平成28年6月17日
第3回健康診査等専門委員会 参考資料3

制度 (健診の名称)	健康増進事業					医療保険による特定健康診査				医療保険による保健事業			
	歯周病検診	骨粗鬆症検診	肝炎ウイルス検診	健康診査	がん検診	(特定健康診査)		組合管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック等)	全国健康保険協会管掌健康保険 (一般健康診査、付加健診等)	国民健康保険 (健康診査)	後期高齢者医療制度 (健康診査)		
健診の根拠法令	健康増進法(第19条の2)					高齢者の医療の確保に関する法律(第20条)							
実施主体 及び その責務	市町村 (努力義務)					被保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団) (義務)	健康保険組合 (努力義務)	全国健康保険協会 (努力義務)	市町村、国保組合 (努力義務)		後期高齢者医療広域連合 (努力義務)		
目的	生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進					糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する		被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進		
事業の実施規則等の有無	○健康増進法施行規則(厚生労働省令) ○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(厚生労働省告示) ○健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について(厚生労働省健康局長通知) ○がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について(厚生労働省健康局長通知) ○健康診査管理指導等事業実施のための指針について(健康局総務課長通知)等					○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等		健康保険組合事業運営指針(厚生労働省保険局長通知)	全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)	○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)		
健診の対象者 (根拠規定)	○歯周疾患検診:当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者	○骨粗鬆症検診:当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	○肝炎ウイルス検診:原則、以下に該当する者 (1)当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者 (2)当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者	○健康増進法施行規則第4条の2号に定める診査 ・市町村の区域内に居住地を有する健康増進法施行規則第4条の2第4号に規定する者 (※) ・在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者(訪問健康診査) ・家族等の介護を担う者うち、訪問による健康診査の実施が必要なもの(介護家族訪問健康診査) ※特定健康診査非対象者及び75歳以上の者であって同法第51条第1号又は第2号に規定する者	○がん検診: (胃がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者、ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない (子宮頸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の女性 (肺がん検診、大腸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者 (乳がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性 (総合がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者	当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達するもの ※妊産婦、特別養護老人ホーム入所者等は除く。 (高齢者の医療の確保に関する法律第20条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条)	各健康保険組合の内部規定によるが、上記の指針において、以下の実施を努めることとしている。 ●生活習慣病にかかる健康診査については、発症が多い30歳から少なくとも5年に1回以上、40歳以降は毎年 ●人間ドックについては、40歳以降少なくとも5年に1回以上	次に掲げる年齢を要件を満たす者であって、受診を希望する被保険者(実施要綱) ●一般健診 健診を受診する年度において、35歳以上75歳未満の者 ●付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳又は50歳の者 ●乳がん・子宮頸がん検診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女子。子宮頸がん検診を単独受診する者については、当該年度において、20歳以上40歳未満の偶数の年齢に達する女子	○市町村又は特別区の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第5条) ※ただし、国民健康保険の被保険者の適用除外となる者は対象外(国民健康保険法第6条) ○組合員及び組合員の世帯に属する者(国民健康保険法第19条) ※ただし、国民健康保険の被保険者の適用除外となる者は対象外(国民健康保険法第6条(第10号を除く。))	○後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者 ○後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの (高齢者の医療の確保に関する法律第50条) ※ただし、後期高齢者医療の被保険者の適用除外となる者は対象外。(高齢者の医療の確保に関する法律第51条)			
事後措置の項目の規定 (根拠規定)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
項目	事後措置の基準の設定 方法(基準数値の有無、指導区分の分類方法等)	〔「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」の別紙「健康増進事業実施要領」〕	〔「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」の別紙「健康増進事業実施要領」〕	〔「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」〕	〔「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき各後期高齢者医療広域連合が保健事業として行う健康診査に準ずる」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕	〔「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」〕
	情報提供	結果の通知:検診の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する	結果の通知:検診の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する	検診の結果については、(中略)指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。	規定なし	検診の結果については、(中略)受診者に速やかに通知する	・特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない ・特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。	健康診査の結果の通知については、経年的な変化を分かりやすく表示したり、生活習慣に関して留意すべき事項を添付する等により、対象者に自らの生活習慣等の課題を意識させ、療養及び健康の保持増進に効果的につながるよう工夫して行う。					
	保健指導	①「要指導」と区分された者:問診の結果から、痛みが今の日常生活に改善を必要とする日常生活について指導する	①「要指導」と区分された者:食生活指導や運動指導等日常生活上の注意を促すとともに、生活習慣行動の改善指導等の保健事業への参加を指導する	医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨の他、必要により本人の同意を得た上で下記9に示すフォローアップ(要請者のフォローアップ)を行う。	規定なし	規定なし	・特定保健指導(動機付け支援、積極的支援) ・その他の保健指導:特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは(中略)、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努める	保健指導は、健康診査の結果、生活状況等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるように配慮するとともに、対象者の状況に応じて、効果的かつ効率的な方法をとる。					
	受診勧奨	②「要精検」と区分された者:医療機関において精密検査を受診するよう指導する	②「要精検」と区分された者:医療機関において精密検査を受診するよう指導する	HbS抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨	規定なし	(受診指導) がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する	・規定なし ※健康診査等指針と調和を図ることとされている	受診勧奨は、健康診査の結果について、医師、保健師等の助言及び指導を得て、治療を要する者に対して必要に応じ医療機関での受診を勧める。					
	その他	健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業や介護予防事業等と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮する	健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業や介護予防事業等と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮する	医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨の他、必要により本人の同意を得た上で下記9に示すフォローアップ(陽性者のフォローアップ)を行う。				健康教育、健康相談及び訪問指導等、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には地域の特性にも配慮する。					
事後措置の実施者	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者	医師、歯科医師等、生活習慣病の予防等に関し知識及び経験を有する者						
事後措置の対象者	規定あり (〔歯周疾患検診マニュアル〕による)	規定あり (〔骨粗鬆症予防マニュアル〕による)	規定あり(「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」の別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」による)	規定なし	規定あり(「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」による)	一部、規定あり (特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等による)	規定なし						
事後措置の回数・期間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	一部、規定あり ・動機付け支援については、原則1回以上の支援を行い、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。 ・積極的支援については、初回による面接による支援を行うとともに、以後、3月以上継続的な支援を行う。その上で、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。	規定なし						
事後措置の費用負担	国庫負担(補助)金交付要綱に基づいて予算の範囲内での国庫補助(健康局長通知)					各保険者により異なる ※市町村国保は助成あり(国1/3、都道府県1/3、保険者1/3)。その他の保険者は予算の範囲内で国庫補助	健康保険法第154条の2に基づき、予算の範囲内で国庫補助をおこなう。 特別調整交付金交付基準に基づいて国庫補助(保険局国民健康保険課長通知)	健康保険法第154条の2に基づき、予算の範囲内で国庫補助をおこなう。	特別調整交付金交付基準に基づいて国庫補助(保険局国民健康保険課長通知)	特別調整交付金交付基準に基づいて国庫補助(保険局高齢者医療課長通知)			
事後措置に関する法定報告等の義務	地域保健・健康増進事業報告					特定保健指導について報告あり (実施年度の翌年度の11月1日までに、前年度の実施結果データを、社会保険診療報酬支払基金(を通じて国)に提出)	規定なし						

健康診査等の情報提供、保健指導、受診勧奨に関する制度の比較

制度 (健診の名称)	労働衛生対策		母子保健		学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法
	(一般健康診査)	(乳幼児健康診査)	(妊産婦健康診査)	(就学時の健康診査)	(幼児、児童、生徒又は学生の健康診査)	(職員の健康診査)				
健診の根拠法令	労働安全衛生法第66条第1項	母子保健法第12条・13条	母子保健法第13条	学校保健安全法第11条	学校保健安全法第13条	学校保健安全法第15条	私立学校教職員共済法第26条	国家公務員共済組合法第98条	地方公務員等共済組合法第112条	
実施主体及びその責務	事業者 (義務) ※事業者の実施義務については、罰則(罰金)あり	市町村 (義務:母子保健法第12条における健診) (必要に応じた実施・勧奨義務:母子保健法第13条における健診)	市町村 (必要に応じた実施・勧奨義務)	市(特別区含む)町村の教育委員会 (義務)	学校 (義務)	学校の設置者 (義務)	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合 (実施可能規定)	地方公務員共済組合 (実施可能規定)	
目的	事業者は、常時使用する労働者について、その健康状況を把握し、医師等の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行う。	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進		幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施			私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進	
事業の実施規則等の有無	労働安全衛生規則(厚生労働省令)	○母子保健法施行規則(厚生労働省令) ○乳幼児に対する健康診査の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ○乳幼児に対する健康診査について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)	○母子保健法施行規則(厚生労働省令) ○妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働省告示)	学校保健安全法施行令、及び施行規則(省令)			規定なし	各共済組合の内部規定による	各共済組合の内部規定	
健診の対象者(根拠規定)	労働者 (労働安全衛生法第2条) 労働安全衛生法第66条第1項で事業者に健康診査の実施義務が課され、同条5項で労働者に健康診査の受診義務が課されている。 同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診査を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診査は受けなくてよいとされている。	●満1歳6ヶ月を超え満2歳に達しない幼児・満3歳を超え満4歳に達しない幼児(母子保健法第12条) ●上記以外の乳幼児に対して、市町村は、必要に応じ、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない(母子保健法第13条)	妊産婦に対して、市町村は、必要に応じ、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)	学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべきで当該市町村の区域内に住所を有する者。(学校保健安全法第11条)	幼児、児童、生徒又は学生。(通信による教育を受ける学生を除く)(学校保健安全法第13条)	学校の職員。(学校保健安全法第15条)	私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者。	規定なし(各共済組合の内部規定による)	規定なし(各共済組合の内部規定による) (地方公共団体が行う検診、健康診断等が対象) (1)国(警察庁所属職員)については、①人事院規則適用により、国家公務員に対して国が義務として行う検診が存在し、②国家公務員法により国が国家公務員に対して健康診断等の厚生事業を実施する義務がある。 (2)地方公務員については、①労働安全衛生法が適用されることに伴い、同法に基づき地方公務員が事業主の義務として行う検診が存在し、②地方公務員法に基づき地方公共団体は健康診断等の厚生事業を実施することが義務付けられている。 また、これらの事業が優先されることとなり、地方公務員共済組合の行う健診事業は、これらの事業を補充する性格を有している。(人事院規則10-4第20条、国家公務員法第73条及び労働安全衛生法第66条、地方公務員法第42条)	
事後措置の項目の規定(根拠規定)	あり ○労働安全衛生法(第66条の4、第66条の5、第66条の6、第66条の7) ○労働安全衛生規則(第51条の2)	あり ○母子保健法(第16条第2項) ○乳幼児に対する健康診査の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	あり ○母子保健法(第16条第2項、第17条第1項) ○妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働省告示)	あり 学校保健安全法第12条	あり 学校保健安全法第14条 学校保健安全法施行規則第9条	あり 学校保健安全法第16条 学校保健安全法施行規則第16条	あり ○高齢者の医療の確保に関する法律(第23条、第24条) ○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(第3条、第4条、第9条)等	あり ○高齢者の医療の確保に関する法律(第23条、第24条) ○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(第3条、第4条、第9条)等	あり ○高齢者の医療の確保に関する法律(第23条、第24条) ○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(第3条、第4条、第9条)等	
事後措置の基準の設定方法(基準数値の有無、指導区分の分類方法等)	○事業者は、健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。 ○事業者は、医師等の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を講じなければならない。	「乳幼児に対する健康診査の実施について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき「異常なし」「要精密検査」「要治療」に区分する。	規定なし	文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校保健法施行規則の一部改正等について」	学校保健安全法施行規則第9条	学校保健安全法施行規則第16条	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等による	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等による	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等による	
項目	情報提供	○事業者は、健康診断の実施・受診義務について、労働者に周知しなければならない。 ○労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。 ・事業者は健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。	・市町村は、必要に応じ、健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 ・乳児又は幼児の保護者は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、当該乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を行わなければならない。 ・受診者等に対し、健康診査の結果を口頭で伝え、または通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。	妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。	学校保健安全法第12条及び通知に基づき通知する。 ・学校保健安全法施行規則第十一條により、健康診断を行うに当たって、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う。 ・学校保健安全法第14条及び学校保健安全法施行規則第9条に基づき通知する。	学校保健安全法第16条及び学校保健安全法施行規則第16条に基づき通知する。 ・特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。 ・特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。	・特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。 ・特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。	・特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。 ・特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。	・特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。 ・特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。	
	保健指導	事業者は健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。	・受診者等に対し、健康診査の結果を口頭で伝え、または通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。 ・引き続き指導の必要がある場合は、市町村保健センター、母子健康センター及び保健所等において事後指導を受けよう勧奨するとともに、必要に応じ訪問指導等を行う。 ・事後指導に当たっては、受診者等に対する指導に連携するよう関係機関相互の密接な連携を図る。	・健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊婦又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。 ・妊婦中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊婦、出産及び育児に対する不安や悩みの解消を図られるようとする。	学校保健安全法第12条及び通知に基づき指導する。 学校保健安全法第14条及び学校保健安全法施行規則第9条に基づき指導する。	学校保健安全法第16条及び学校保健安全法施行規則第16条に基づき指導する。 ・規定なし ※健康診査等指針と調和を図ることされている	・特定保健指導(動機付け支援、積極的支援) ・その他の保健指導:特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは(中略)、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努める	・特定保健指導(動機付け支援、積極的支援) ・その他の保健指導:特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは(中略)、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努める	・特定保健指導(動機付け支援、積極的支援) ・その他の保健指導:特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは(中略)、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努める	
	受診勧奨	○事業者は、健康診断の結果における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。 ○事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当。 ○事業場関係者、主治医等が、適切な情報管理体制を整備した上で、必要に応じて連携することで、より適切な面立支援の実現が可能。	健康診査の結果、経過観察、精密健康診査、処置又は医療等が必要とされた者に対して、適切な事後指導を行う。医療機関において医療を行うことが必要な場合には、対象者のかかりつけ医と緊密な連携のもとに、本人の健康状況に応じた的確な対応が図られるよう留意する。	健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊婦又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。	学校保健安全法第12条及び通知に基づき指示する。 学校保健安全法第14条及び学校保健安全法施行規則第9条に基づき指示する。	・規定なし ※健康診査等指針と調和を図ることされている	各共済組合の内部規定による。	規定なし ※健康診査等指針と調和を図ることされている		
その他	健康診断の結果に基づき行われる医師の意見具申を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を行う。									
事後措置の実施者	事業者	規定なし	規定なし	市町村の教育委員会	学校	学校の設置者	保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者	保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者	保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者	
事後措置の対象者	労働者	規定あり (「乳幼児に対する健康診査の実施について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、必要に応じ適切な指導を行うこととしている。)	規定あり (母子保健法第17条第1項により、妊産婦の健康状態に応じ実施することとしている。)	健康診断の対象者	健康診断の対象者	健康診断の対象者	一部、規定あり (特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等による)	一部、規定あり (特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等による)	一部、規定あり (特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等による)	
事後措置の回数・期間	医師又は歯科医師からの意見聴取は、健康診断が行われた日から三月以内に行うこと。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	一部、規定あり ・動機付け支援については、原則1回以上の支援を行い、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。 ・積極的支援については、初回による面接による支援を行うとともに、以後、3月以上継続的な支援を行う。その上で、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。	一部、規定あり ・動機付け支援については、原則1回以上の支援を行い、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。 ・積極的支援については、初回による面接による支援を行うとともに、以後、3月以上継続的な支援を行う。その上で、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。	一部、規定あり ・動機付け支援については、原則1回以上の支援を行い、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。 ・積極的支援については、初回による面接による支援を行うとともに、以後、3月以上継続的な支援を行う。その上で、行動計画の策定後の半年以上後に実績の評価を行う。	
事後措置の費用負担	全額事業者負担	(母子保健法第12条における健診) 公費(母子保健法第21条)、市町村(一般財源(地方交付税措置)により措置) (母子保健法第13条における健診) 一般財源(地方交付税措置)	一般財源(地方交付税措置)	規定なし	規定なし	規定なし	全額保険者負担(国庫補助あり)	全額保険者負担(国庫補助あり)	全額保険者負担(国庫補助あり) ※実際には、国庫補助ではなく、地方財政措置を行っている。	
事後措置に関する法定報告等の義務	当該労働者への保健指導の実施や作業の転換等については規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	特定保健指導について報告あり (実施年度の翌年度の11月1日までに、前年度の実施結果データを、社会保険診療報酬支払基金を通じて国)に提出)	特定保健指導について報告あり (実施年度の翌年度の11月1日までに、前年度の実施結果データを、社会保険診療報酬支払基金を通じて国)に提出)	特定保健指導について報告あり (実施年度の翌年度の11月1日までに、前年度の実施結果データを、社会保険診療報酬支払基金を通じて国)に提出)	